

議案第78号

松阪市立歴史民俗資料館条例の一部改正について

松阪市立歴史民俗資料館条例（平成17年松阪市条例第258号）の一部を次のように改正する。

令和3年5月21日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市立歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例

松阪市立歴史民俗資料館条例（平成17年松阪市条例第258号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項を次のように改める。

民俗資料館に入館しようとする者は、入館料を支払わなければならない。

第6条に次の3項を加える。

- 2 入館料は、別表に定めるところによる。
- 3 市長は、特別の理由があると認めるときは、入館料を割り引くことができる。この場合において、入館料は、別表中割引欄に定める額を適用するものとする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、学齢に達しない者については、入館料を徴収しない。別表中「入館券」を「通常」に、「共通券」を「割引」に改め、「110円」を「150円」に、「80円」を「120円」に、「60円」を「90円」に、「50円」を「70円」に、「40円」を「50円」に、「30円」を「50円」に、「20円」を「40円」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 団体は、20人以上の場合に適用する。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。